

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月1日
【会社名】	江崎グリコ株式会社
【英訳名】	EZAKI GLICO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江崎 勝久
【本店の所在の場所】	大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6477)8404
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松本 節範
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪四丁目10番18号
【電話番号】	東京 03(5488)8146
【事務連絡者氏名】	グループ広報部(東京) 古川 千春
【縦覧に供する場所】	江崎グリコ株式会社 首都圏統括支店 (東京都港区高輪四丁目10番18号) 江崎グリコ株式会社 中部統括支店 (名古屋市東区東大曾根町22番28号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第109回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

第2号議案 株式併合の件

当社株式を安定的に保有いただくことや中期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式を2株から1株に併合するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させると共に、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年以内から1年以内に短縮するものであります。

機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により行うことができるようにするものであります。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、江崎勝久、江崎悦朗、安積正裕、栗木 隆、梅崎信彦、益田哲生及び加藤隆俊を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、吉田敏明を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	100,538	1,088	0	(注)1	可決(97.2%)
第2号議案	93,311	8,324	0	(注)2	可決(90.2%)
第3号議案	87,682	13,829	124	(注)2	可決(84.7%)
第4号議案				(注)3	
江崎勝久	100,593	1,040	0		可決(97.2%)
江崎悦朗	101,397	222	14		可決(98.0%)
安積正裕	101,378	241	14		可決(98.0%)
栗木 隆	101,398	221	14		可決(98.0%)
梅崎信彦	101,398	221	14		可決(98.0%)
益田哲生	101,420	213	0		可決(98.0%)
加藤隆俊	100,322	1,311	0		可決(96.9%)
第5号議案				(注)3	
吉田敏明	98,402	3,232	0		可決(95.1%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上